

石油パイプライン事業法

1. 案内情報

- 手続名 : 事業用施設の軽微な工事の届出
手続根拠 : ・ 石油パイプライン事業法第19条第3項
 ・ 石油パイプライン事業法の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令第4条
手続対象者 : 事業用施設の軽微な工事を実施した事業者
提出時期 : 工事をしたときは、遅滞なく届け出ること
提出方法 : 郵送または持参
手数料 : 無し
添付書類・部数 : -
申請書様式 : 事業用施設軽微工事届出書（詳細は提出先に問い合わせのこと）
記載要領・記載例 : 提出先に問い合わせのこと

2. 窓口情報

- 提出先 : 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、国土交通省総合政策局
 貨物流通施設課、国土交通省道路局路政課、総務省消防庁危険物保安室
受付時間 : 提出先に問い合わせのこと
相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報

- 審査基準 : -
標準処理期間 : -
不服申立方法 : -